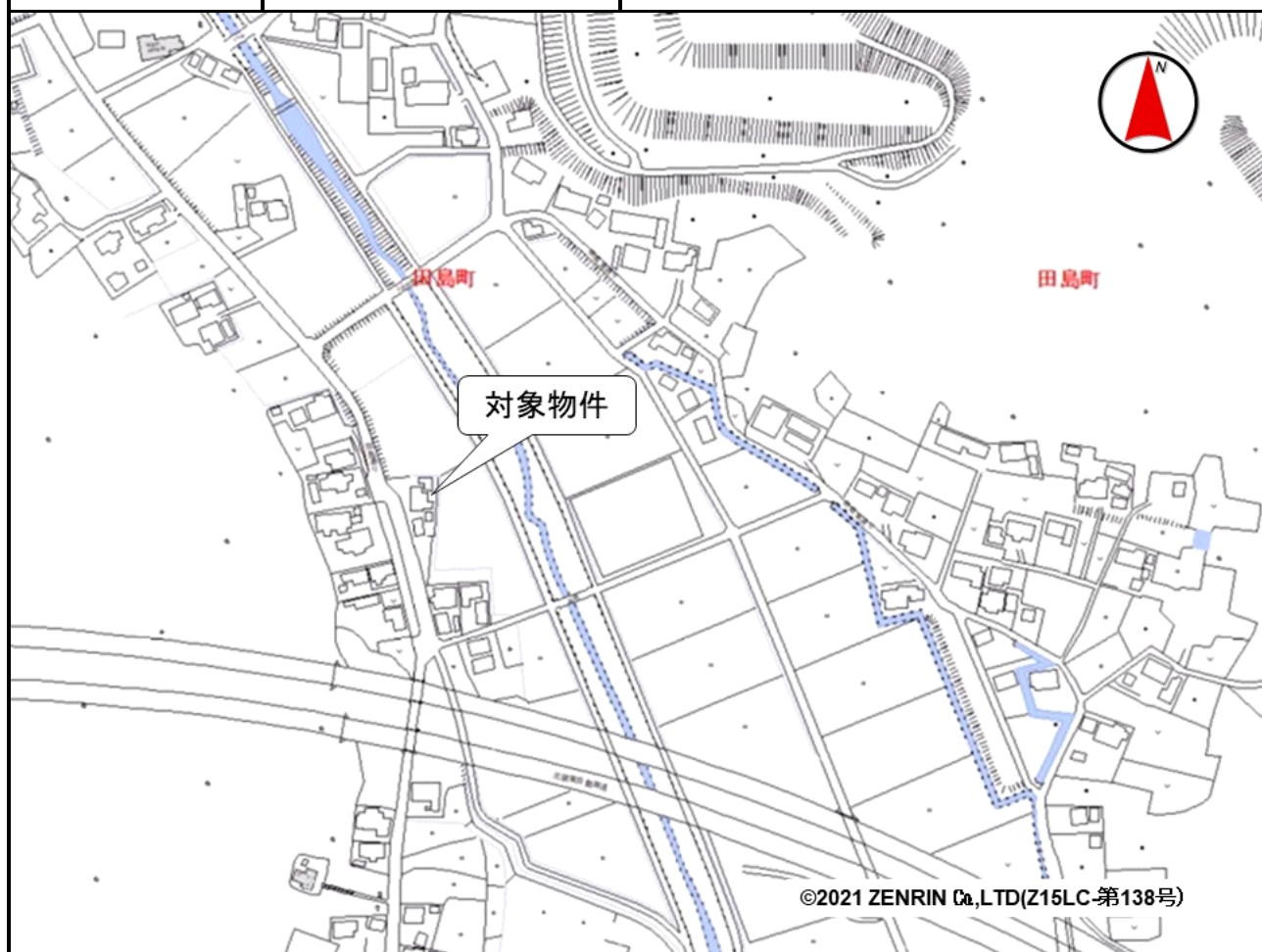


| | | | |
|--------|---|--------|----------|
| 売却区分番号 | 1691-1 | | |
| 見積価額 | ¥2,550,000 | 公売保証金 | ¥300,000 |
| 財産の表示 | <p>1 所在 栃木県足利市田島町字持舟 地番 526番 地目 宅地 地積 142.14平方メートル</p> <p>2 所在 栃木県足利市田島町字持舟 地番 527番 地目 宅地 地積 155.37平方メートル</p> <p>3 所在 栃木県足利市田島町字持舟 地番 425番13 地目 雑種地 地積 144平方メートル</p> <p>4 所在 栃木県足利市田島町字持舟 527番地 家屋番号 527番 種類 居宅 構造 木造スレート葺2階建 床面積 1階 47.20平方メートル 2階 47.20平方メートル</p> <p>5 (主である建物の表示) 所在 栃木県足利市田島町 527番地 家屋番号 151番 種類 店舗 構造 木造瓦葺平家建 床面積 85.95平方メートル (附属建物の表示) 符号 1 種類 物置 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 14.87平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p> | | |
| 間取り | — | 駐車場の有無 | — |
| 公法上の規制 | 市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200% 足利市景観条例 足利市ハザードマップ(田島川洪水想定浸水深0.5メートル未満) 土砂災害警戒区域(急傾斜地) | | |

| | | | | | | | |
|--------------|---|-------|----------|--------------|------------|--------------|------------|
| 売却区分番号 | 1691-1 | | | | | | |
| 見積価額 | ¥2,550,000 | 公売保証金 | ¥300,000 | | | | |
| 接道状況 | 西側 幅員7.5メートル 舗装市道 等高接面 | | | | | | |
| 地盤・地勢 | 平坦 | | | | | | |
| 使用状況等 | <p>対象物件1から3 対象物件4及び5の敷地として使用されています。 郵便ポストが設置されています。 第三者が所有する自動販売機2台が設置されています。</p> <p>対象物件4 平成1年頃建築。 物件所有者の親族が居住しています。</p> <p>対象物件5 建築年月日不詳。 物件所有者が居住し、店舗として使用しています。 附属建物は件外東側土地（524番2）に越境している可能性があり、屋根、外壁が著しく損傷しています。</p> | | | | | | |
| 管理状況等 | — | | | | | | |
| 特記事項 | <p>1 対象物件及び東側隣接地の公図と現況が相違している可能性があります。</p> <p>2 対象物件1及び2は、線引以前からの宅地に該当します。なお、用途変更等の場合には制限を受ける場合もあります。詳細は、足利市都市政策課（電話0284-20-2168）にお問い合わせください。</p> | | | | | | |
| 一括換価について | <p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>対象物件1から3（土地）</td> <td>1,520,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件4及び5（建物）</td> <td>1,030,000円</td> </tr> </table> | | | 対象物件1から3（土地） | 1,520,000円 | 対象物件4及び5（建物） | 1,030,000円 |
| 対象物件1から3（土地） | 1,520,000円 | | | | | | |
| 対象物件4及び5（建物） | 1,030,000円 | | | | | | |
| 住居表示等 | 栃木県足利市田島町527番地 | | | | | | |
| 最寄駅等 | JR（東日本） 両毛線 足利駅 北方約4.2キロメートル | | | | | | |
| その他事項 | 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 | | | | | | |
| 留意事項 | <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 | | | | | | |

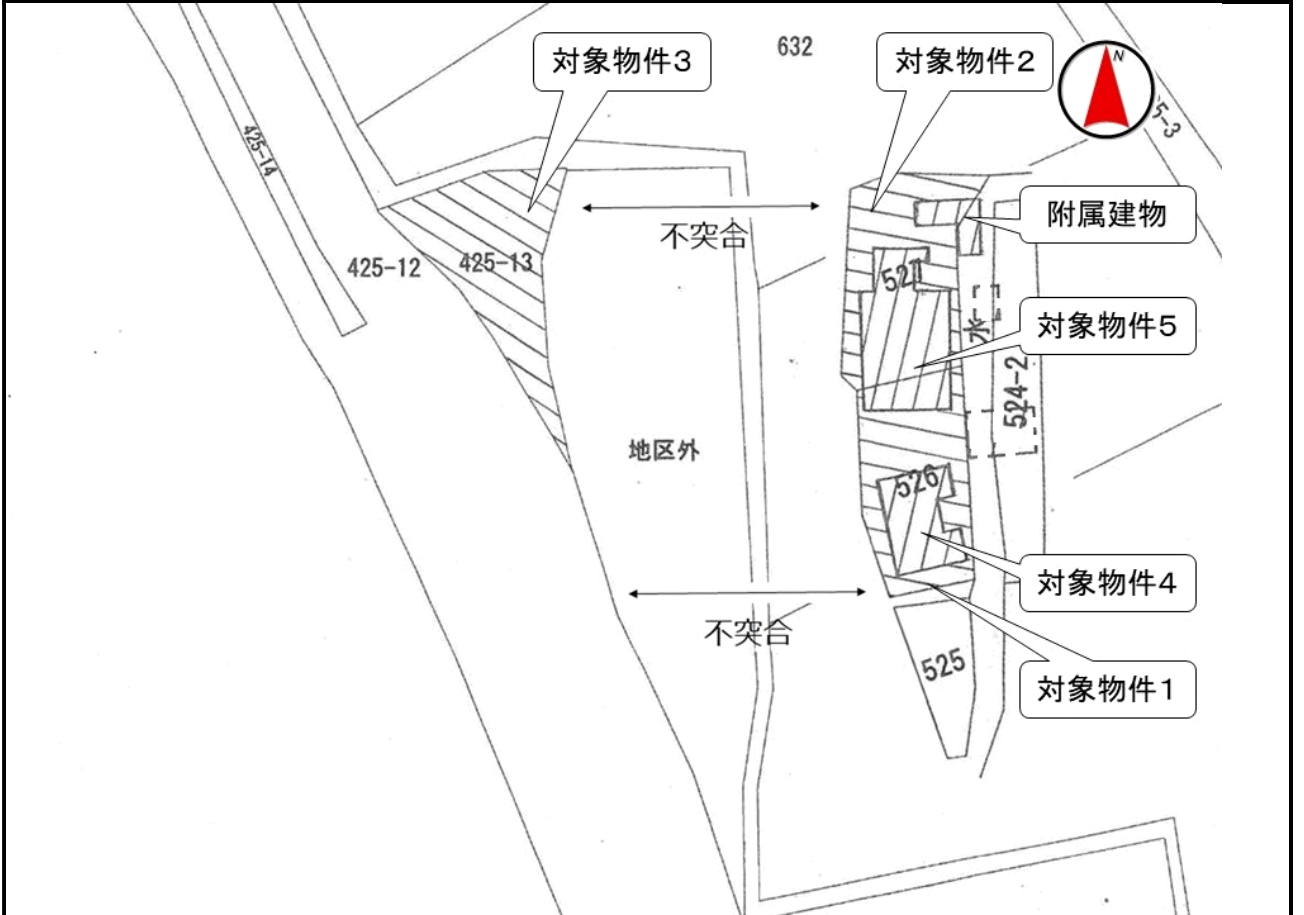
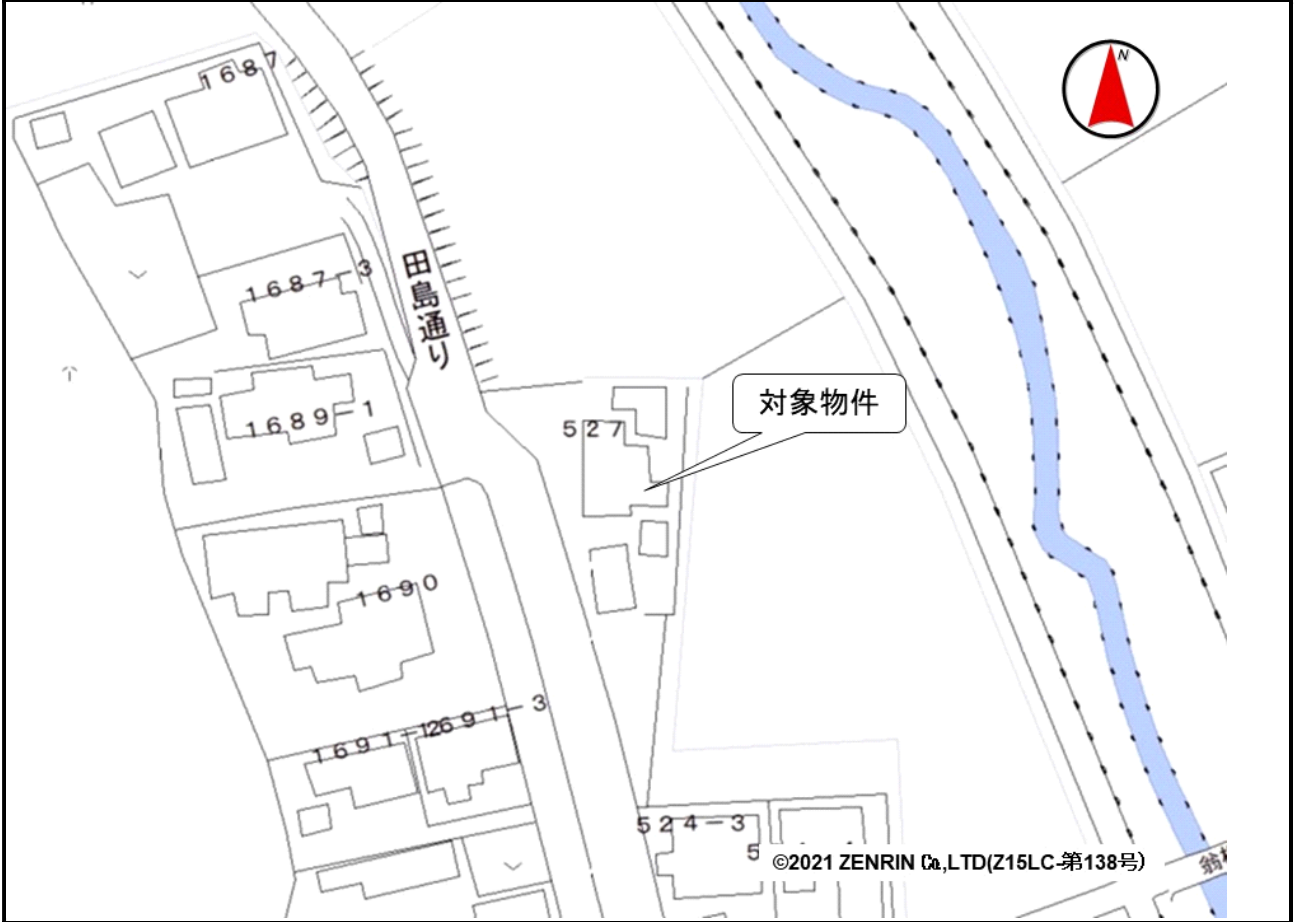
売却区分番号

1691-1



売却区分番号

1691-1



売却区分番号

1691-1



売却区分番号

1691-1

建物間取図

家屋番号：151番

家屋番号 151番 附属建物 符号1



間取りの概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。